

包装表示変更のお知らせ 登録商標マークの削除

グラクソ・スミスクライン株式会社

謹啓 時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社製品につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、GSKにおける商標権及び著作権の表示方法に関するルールが変更され、登録商標を示す®マーク（登録商標マーク）は、GSKが保有するすべての商標に対して使用しないこととなりました。これは日本を含む全世界に適用され、順次対応を進めて参ります。

なお、登録商標マークの削除のみの変更の場合、変更の案内等は発行いたしません。表示例および理由は下記を参照ください。

ご迷惑をおかけして誠に申し訳ございませんが何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

表示例:ザンタック錠75



※ロゴのフォント・サイズに変更はありません。

理由:国または地域によっては登録商標マークの不正使用が厳しく処罰されるにもかかわらず、登録商標マークを明示することによる商標権保護の機能は限定的であるため。

以上